

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第 0172907354 号)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービス提供の主な流れ	3
7. 秘密保持	3
8. 事故発生時の対応	3
9. 苦情の受付について	3
10. 介護給付費の改定	3
11. 虐待に関する事項	3
12. サービス利用割合の説明	4
13. 身体的拘束等の適正化の推進	4
14. 業務継続計画の策定等	4
15. 衛生管理等	4

1. 事業者

- | | |
|----------|------------------|
| (1)法人名 | 株式会社明るい介護 |
| (2)法人所在地 | 旭川市永山8条13丁目8番23号 |
| (3)電話番号 | 0166-40-3100 |
| (4)代表者氏名 | 代表取締役 藤田 学 |
| (5)設立年月日 | 平成21年2月12日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|------------------|
| (1)事業所の名称 | ゆあらいふ拠り所 |
| (2)事業所の所在地 | 旭川市永山8条13丁目8番23号 |
| (3)電話番号 | 0166-40-0003 |
| (4)管理者氏名 | 石山 登 |
| (5)開設年月日 | 平成30年9月1日 |
| (6)事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所 |
| (7)事業所の目的 | |

介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように適切な居宅サービス計画(ケアプラン)作成を支援し、作成された居宅介護サービス提供事業所との連絡調整及びその他の便宜を図ることを目的として、利用者に居宅介護支援サービスを提供します。

(8)運営方針

- 1 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な生活全般にわたる支援を行います。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 3 従業員の教育研修を重視します。
- 4 正当な理由なくサービスの提供を拒まないものとします。
- 5 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。
- 6 市町村、老人介護支援センター、他の指定介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センター指定特定相談支援事業者等の連携に努めるものとします。
- 7 居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者について、利用者は本事業所に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること及び当該事業者を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができるものとします。

- 8 本サービス利用中に、利用者が病院または診療所に入院する必要が生じた場合においては、利用者自身で担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先に伝えていただく必要があります。
- 9 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合、その利用の妥当性を検討したうえで、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出るものとします。
- 10 介護支援専門員は、利用者が医療サービスの利用を希望される場合において主治医等の意見を求めるものとします。また、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医等に交付します。
- 11 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に関わる情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て主治医等に提供するものとします。
- 12 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について、検証したうえで、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載します。
- 13 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には地域包括支援センターに当該利用者に関わる必要な情報を提供する等の連携を図ります。
- 14 本事業所は、指定介護予防支援事業者から介護支援予防事業の委託を受けるにあたっては、その業務量等を勘案し、当該業務が適正にできるよう配慮します。
- 15 本事業所は、地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議から利用者に関する資料または情報の求めがあった場合には、介護保険上の位置付けに基づき協力いたします。
- 16 事業実施地域等の関係で適切な提供が困難な場合は、他事業所の紹介を行います。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 旭川市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 祝日は暦の通り
受付時間	午前 8:30 ~ 午後 5:30 まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	勤務形態
1. 管理者(主任介護支援専門員)	1名	常勤・兼務
2. 介護支援専門員	1名以上	常勤・兼務

5. 利用料金(別紙1記載)

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提供しますと全額払戻を受けられます。

6. サービス提供の主な流れ(別紙2記載)

7. 秘密保持

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

8. 事故発生時の対応

介護支援専門員は、利用者に対する指定介護支援の提供による事故が発生した場合には速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じて、速やかに管理者に報告します。

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けています。

担当者	石山 登
受付時間	8:30 ~ 17:30
電話番号	0166-40-0003

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

旭川市役所福祉保健部長寿社会課	所在地	旭川市6条通9丁目
	電話番号	0166-25-9797
国民健康保険団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	011-231-5161

10. 介護給付費の改定

厚生労働省が定める介護給付費(介護報酬)の改定があった場合、本事業所の料金体系は、厚生労働省が定める介護給付費(介護報酬)に準拠するものとします。

11. 虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待を防止するための職員等に対する年 1 回以上の研修を実施します。
 - (2) 利用者様及びそのご家族からの苦情処理体制の整備と窓口の設置をします。
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - (4) 上記措置を適切に実施するための責任者及び担当者を置きます。
- 2 事業所は、事業の提供中に、職員等又は養護者(利用者様の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

12. サービス利用割合の説明(別紙 3 記載)

- (1) 前 6 月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちにおける、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合の説明を行い理解を得るよう努めます。
- (2) 前 6 月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスごとの回数の中に同一事業者によって提供されたものが占める割合の説明を行い理解を得るよう努めます。

13. 身体的拘束等の適正化の推進

当該利用者、または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

14. 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

15. 衛生管理等

当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため次の措置を講ずるものとする。
検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓

練を定期的実施する。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明を行いました。

ゆあらいふ拠り所

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

契約者

住所 _____

氏名 _____ 印

(居宅介護支援利用料) (別紙1)

(1)

居宅介護支援費(Ⅰ)

介護支援専門員取り扱い件数45件未満の場合

要介護1・2 1,086円 要介護3・4・5 1,411円

居宅介護支援費(Ⅱ)

取扱件数45件以上60件未満の場合

要介護1・2 544円 要介護3・4・5 704円

居宅介護支援費(Ⅲ)

専門員取扱件数60件以上の場合

要介護1・2 326円 要介護3・4・5 422円

但し、一定の情報通信機器(人工知能関連技術も含む)の活用または事務職員の配置を行っている場合は介護支援専門員取り扱い件数45件以上50件未満であっても下記の金額の算定となります。

介護支援専門員取り扱い件数50件未満の場合

要介護1・2 1,086円 要介護3・4・5 1411円

取扱件数50件以上60件未満の場合

要介護1・2 527円 要介護3・4・5 683円

専門員取扱件数60件以上の場合

要介護1・2 316円 要介護3・4・5 410円

① 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 300円

入院時情報連携加算 (Ⅰ) 1ヶ月につき 250円

入院時情報連携加算 (Ⅱ) 1ヶ月につき 200円

退院・退所加算 (Ⅰ) イ 入院または入所期間中1回を限度に 450円

退院・退所加算 (Ⅰ) ロ 入院または入所期間中1回を限度に 600円

退院・退所加算 (Ⅱ) イ 入院または入所期間中1回を限度に 600円

退院・退所加算 (Ⅱ) ロ 入院または入所期間中1回を限度に 750円

退院・退所加算 (Ⅲ) 入院または入所期間中1回を限度に 900円

特定事業所加算 (Ⅰ) 1ヶ月につき 519円

特定事業所加算 (Ⅱ) 1ヶ月につき 421円

特定事業所加算 (Ⅲ) 1ヶ月につき 323円

特定事業所加算 (A) 1ヶ月につき 114円

緊急時等居宅カンファレンス加算 1回につき 200円

ターミナルケアマネジメント加算 1回につき 400円

通院時情報連携加算 1ヶ月につき50円

特別地域居宅介護支援加算 15%加算(基本毎月加算)

中山間地域等における小規模事業所加算 10%加算(基本毎月加算)

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5%加算(基本毎月加算)

業務継続計画未策定減算

一人1日につき1単位減算(令和7年4月1日からの適用)

高齢者虐待防止措置未実施減算

一人1日につき1単位減算

特定事業所集中減算 所定単位数から200単位減算・正当な理由なく、前6カ月間に作成した居宅サービス計画において、特定の事業所(法人)の割合が80パーセントを超えている場合。
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント:事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者、及び居住する利用者の人数が1カ月当たり20人以上の場合は5%の減算となります。

(2)交通費

前記3の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、事業所の実施地域を超えた地点から1kmあたり40円(税込44円)とし、往復走行km数を乗じた金額。

(3)解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(別紙2)

サービス提供の主な流れ

◆サービス提供の主な流れ◆

当社に関すること居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容に関して大切な説明を行います

- 1 地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます。
- 2 複数のサービス提供事業者の紹介。

利用者は介護支援専門員に対して複数のサービス提供事業者の紹介を求めることができる。

- 3 複数のサービス提供事業者等の選定理由説明義務。

利用者は介護支援専門員が居宅サービス計画に位置付けたサービス提供事業者等の選定理由の説明を求めることができる。

居宅サービス計画等に関する契約締結

※利用者は市役所へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行っていただきます。(提出代行可能)
ケアマネジャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します。

提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します。

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います。

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います。

◆ サービス利用 ◆

利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います。

毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します。

利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。

居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

全6ヵ月間に作成したケアプランについて、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、

福祉用具貸与(販売)の各サービスの割合説明を行います。

全6ヵ月間に作成したケアプランについて、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、

福祉用具貸与(販売)の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合説明を行います。

別紙(3)

※重要事項説明書 第12条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護
福祉用具貸与 の利用状況は下記のとおりである。

前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、
福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	100%
通所介護	3.7%
地域密着型通所介護	0%
福祉用具貸与	0%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、
福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーションひまわり 100%
通所介護	ディーサービスセンターサルビア 100%
地域密着型通所介護	0%
福祉用具貸与	0%

判定期間 令和 6 年度

前期(3月1日から8月末日)

後期(9月1日から2月末日)

